

令和5年度石川県教育費負担軽減奨学金（通常申請）について

（高等学校等修学支援事業（奨学のための給付金等））

生活保護世帯及び住民税非課税世帯で高校生等がいる世帯を対象に、授業料以外の教育費の負担を軽減するため返還を要しない給付型の奨学金を給付します。

1. 支給要件・・・以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- (1) 保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)であること
(両親の場合は双方とも非課税であること)
- (2) 令和5年7月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- (3) 令和5年7月1日現在、対象となる生徒が石川県内の国公立高等学校等に在学していること
(高等学校、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程、高等学校専攻科課程)

2. 給付額・・・世帯区分に応じて対象生徒1人あたり、以下の金額が給付されます。

世帯区分 ※詳細は裏面参照	給付年額(12ヶ月分)		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
ア 生活保護受給世帯	32,300円	32,300円	50,500円
イ 非課税世帯(第1子)	117,100円	50,500円	
ウ 非課税世帯(第2子以降)	143,700円		

- (1) 奨学金は、認定作業を経て提出月の翌々月頃までに給付年額を一括で振込する予定です。
- (2) 新入生に対する一部給付の「前倒し給付」を受けた方で引き続き支給要件に該当する方は、令和5年7月1日時点の状況で改めて申請が必要です。

3. 申請方法(申請期間:令和5年7月1日～9月30日)

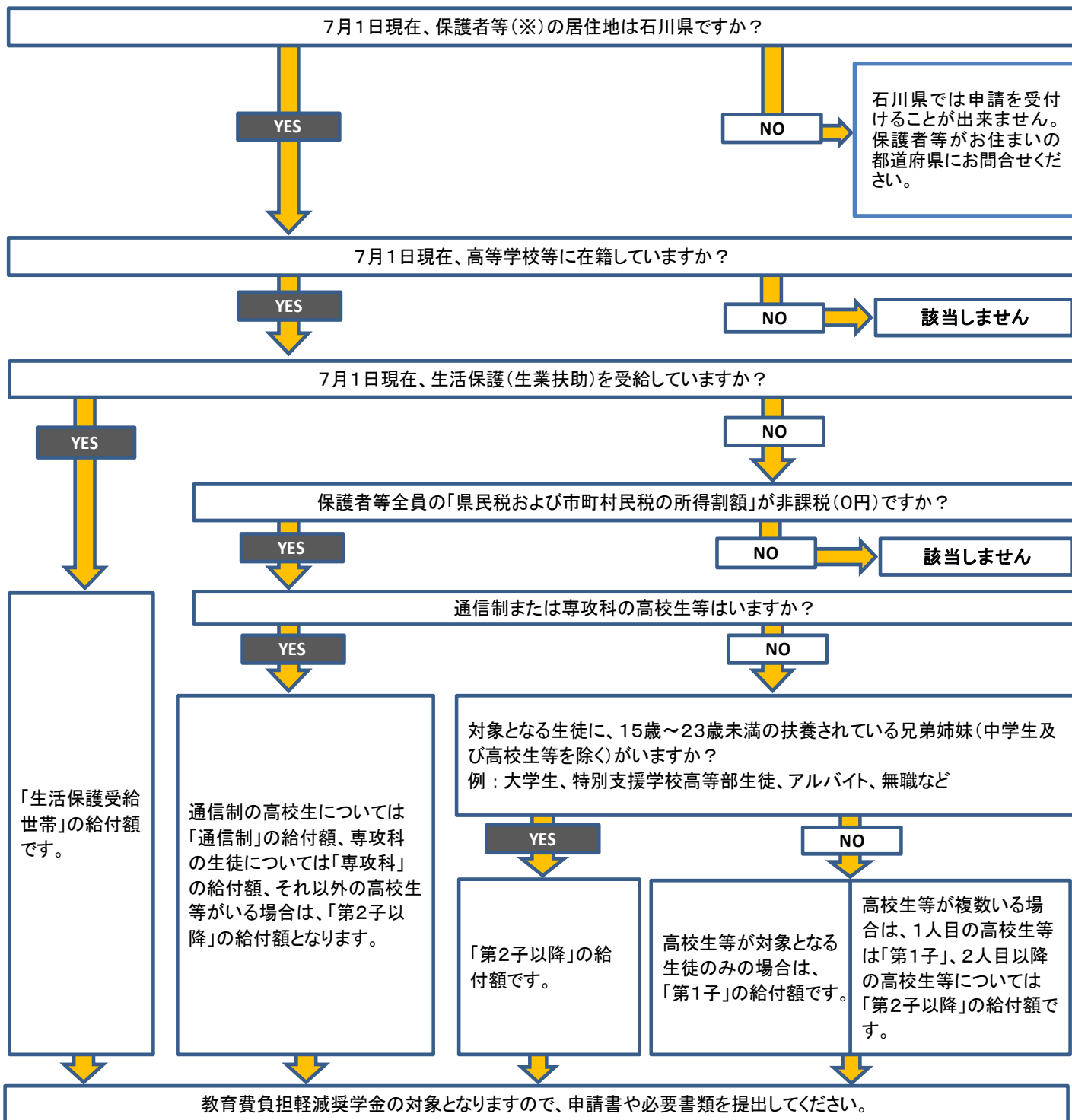
- (1) 2の世帯区分に応じて「○」がついている書類を学校事務室に全て提出してください。
やむを得ない事情で期限までに申請書を提出できない場合は別途学校に連絡してください。
- (2) 就学支援金において保護者(両親の場合は双方)等のマイナンバー(個人番号)照会による所得確認ができなかった場合は、令和5年度課税証明書(扶養親族の記載が省略されていないもの)も併せて提出してください。

世帯区分			必要書類(令和5年7月1日時点の状況がわかるもの)
ア	イ	ウ	
○	○	○	①【様式1-1①】石川県教育費負担軽減奨学金申請書(通常申請 国公立用)
○	○	○	②【様式2】振込口座申出書
○	○	○	③ 保護者(両親の場合は双方)等全員が記載された住民票(市町発行) ※マイナンバーの記載がないものを提出してください。
○			④ 生徒本人の個人番号カードの写し等または生活保護(生業扶助)受給証明書
		○	⑤ 本人及び15歳以上(中学生を除く)23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証の写し ※「記号」「番号」は油性マジック等でマスキングして提出してください。

右のQRコード又は、石川県電子申請システム(県HP)から、スマートフォン・PC等による申請もできます



教育費負担軽減奨学金（通常申請） 対象確認シート



給付年額(12ヶ月分)

世帯区分	課程	全日制・定時制 国公立	通信制 国公立	専攻科 国公立
ア 生活保護受給世帯		32,300円	32,300円	
イ 非課税世帯(第1子) ・対象となる生徒に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯 ・高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等		117,100円	50,500円	50,500円
ウ 非課税世帯(第2子以降) ・対象となる生徒に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 ・高校生等が2人以上いる世帯の2人目以降の高校生等		143,700円		

(※)保護者等とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。生徒に保護者等がない場合は、主たる生計維持者です。(主たる生計維持者もない場合は生徒本人です。)